**工場立地法**

**届出についてのご案内**

**長岡京市**

**○工場立地法の目的**

工場立地法（以下「法」という。）は、工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としています。

**敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積が3,000平方メートル以上の工場（特定工場）を新設又は変更する場合は、**

**「工場立地法」に基づき市への届出が必要です。**

### 1 届出対象工場（特定工場）

#### 業種　　製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電、太陽光発電は除く）

#### 規模　　敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上

　※工場の増設等によって規模が拡大し、対象工場となった場合も届出対象

**2 基準**

**（1）生産施設**敷地面積の30%から65%以下（業種により異なります）

**（2）緑地**敷地面積の20%以上

**（3）環境施設**敷地面積の25%以上（緑地含む）

* 25%の内、20%以上は緑地が必要で、残り5％は緑地又は緑地以外の環境施設が必要です。
（緑地以外の環境施設とは、噴水・広場、運動場、太陽光発電施設等をいいます）
* 緑地及び環境施設の合計（環境施設という）は、敷地面積の15%以上にあたる面積分を敷地の周辺部に配置する必要があります。

【生産施設とは】

(ｱ) 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程」という。）を形成する機械又は装置（製造工程等形成施設）が設置される建築物

(ｲ) 製造工程等形成施設で(ｱ)の建築物の外に設置されるもの

〇生産施設に該当しない主な施設（抜粋）

(ｱ) 事務所、研究所、食堂等で独立の建物は生産施設としません。

(ｲ) 倉庫関連施設としての原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場、タンク等の貯蔵のための独立した施設は生産施設ではありません。ただし、半製品又は中間製品（当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるもの）のタンクや倉庫について、製造工程の区画内にあるものは生産施設とします。

(ｳ) 出荷、輸送関連施設は生産施設ではありませんが、生産工程の一環として製品の包装・梱包（箱詰、瓶詰、袋詰）を継続して行う施設は生産施設とします。

(ｴ) 製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設ですが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室は生産施設ではありません。

(ｵ) 自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設ではありません。

【緑地とは】

(ｱ) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(ｲ) 高木・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で、表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

〇緑地として認められるもの

(ｱ) 苗木床・花壇（地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る）

(ｲ) いわゆる雑草地であっても、植生美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの

〇緑地として認められないもの

野菜畑、温室、ビニールハウス

【緑地以外の環境施設とは】

(ｱ)次に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとします。

次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除きます。）

・ 噴水、水流、池その他の修景施設

・ 屋外運動場

・ 広場

・ 屋内運動施設

・ 教養文化施設

・ 雨水浸透施設

・ 太陽光発電施設

* 野菜畑　等

・ 上に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

(ｲ) 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は上記(ｱ)に規定する土地と重複するものを除きます。）

【重複緑地とは】

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場若しくは駐車場になっている場合又は太陽光発電施設が重複する場合等）にあっては、当該重複部分は緑地とします。樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。

※重複緑地のうち「緑地」として認められるのは、最低必要緑地面積の4分の1までです。

**3 届出が必要な場合**

**（1）新設届（法第6条）**

* 工場を新設する場合
（それまでの工場が工場立地法の規制の適用外であった場合で敷地又は建築面積の増加により対象となる場合を含みます）

**（2）変更届（法第8条、法第12条）**

* **下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合**
日本標準産業分類の他の3ケタ（小）分類に属する業種となるようなとき
準則に示す生産施設面積率等が変わるとき
* **敷地面積が増減する場合**
* **建築面積が増減する場合**
※**生産施設、緑地及び環境施設の面積、環境施設の配置の変更を伴わない場合、生産施設を撤去する場合は届出不要　（軽微な変更に該当）**
* **生産施設の増設、スクラップ＆ビルド、又は建築物は変更がないものの、上記に示す製品の変更に伴う機械設備の入れ替えを行う場合**
※生産施設面積の増加（スクラップ、ビルド含む）や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要なお、これらの場合は結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要
* **緑地・環境施設の面積及び位置が変更となる場合**
※**緑地及び環境施設の移設で**、周辺地域の生活環境保持に支障を及ぼさない場合は届出不要**（軽微な変更に該当）**
※**緑地・環境施設の増加は届出不要（軽微な変更に該当）**
※緑地面積10平方メートル以下の削減**の増加は届出不要（軽微な変更に該当）**
* **氏名または名称（事業所名）、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更する場合**
※代表者の交代による氏名の変更は届出不要

**（3）承継届（13条）**

* **工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合**

**（4）廃止届（８条）**

* **工場を廃止する場合**

**4 提出期限**

工事着手90日前までに提出（但し変更の場合のみ30日に短縮可能）

　　＜短縮日数の数え方＞

※受理日4／10、着工日6／1の場合は、

4／11～5／31＝51日と換算します。

**【問合せ】**

**長岡京市環境経済部商工観光課**

**☎075-955-9688　ファクス075-951-5410**